

カトリック教会が広めた金融組織

—日本共助組合の半世紀—

主事研究員 古江晋也

〔要 旨〕

「クレジットユニオン」(共助組合)と呼ばれる協同組織形態の金融機関が、1960年代初頭日本のカトリック教会内で誕生した。日本共助組合は相互扶助の観点から信徒の日常の経済問題を解決することを目的に設立され、最盛期には66組合、1万人弱の組合員にまで拡大した。しかし法律上、貸金業者(後に特定非営利金融法人)として運営することとされていた日本共助組合は貸金業法の完全施行(2010年)を受け、ボランティアの役員に過大な責任と事務管理コストを強いることになったこと、後継者不足などから2013年1月、貸金業登録を抹消した。

「日本最大かつ最古のNPOバンク」であった日本共助組合の足跡は、まさに苦難の連続であったが、組合員の力で社会的弱者やマイノリティを支援してきたことは注目される。格差が拡大し、貧困問題の深刻化が懸念されている今日、同組合の歴史を振り返ることは消費者金融市場を考える上でも大きな示唆を与えると考えられる。

目 次

- | | |
|----------------------------|-----------------------------|
| はじめに | (2) 組織構造とそれぞれの役割 |
| 1 日本におけるクレジットユニオン(共助組合)の誕生 | 4 貸金業規制法、貸金業法の衝撃と共助組合運動への影響 |
| 2 日本共助組合の発展 | (1) 貸金業規制法の制定 |
| (1) 情報センターの設立 | (2) 貸金業規制法への反発と連合会の改組 |
| (2) 日本共助組合連合会の設立とその機能 | (3) 支部数の減少 |
| (3) 日本共助組合の拡大と貸付の内訳 | (4) 日本共助組合支部の業務 |
| (4) アジア・クレジットユニオン連合会への参画 | (5) ナイスファンド・ナイスローン事業 |
| 3 日本の共助組合の運営モデルと組織構造 | (6) 貸金業法と日本共助組合の活動停止 |
| (1) 運営モデル | おわりに |

はじめに

1960年代初頭、「クレジットユニオン」(Credit Union)が日本のカトリック教会内で誕生した。一般にクレジットユニオン^(注1)とは、コモンボンド(Common Bond)と呼ばれる「共通の結びつき」のある人々が営利や慈善ではなく、相互扶助の観点から日々の経済的問題の解決を図ることを目的とした協同組織形態の金融機関であり、現在、米国やカナダ、アジア諸国などにおいては預金取扱金融機関として業務が行われている^(注2)。

一方、日本で設立された「クレジットユニオン」(共助組合)は、諸外国のクレジットユニオンと異なり、法律上、貸金業者(後に特定非営利金融法人)として運営されていた。ただし、日本の共助組合も海外のクレジットユニオンと同様に、貧困等にあえぐ信徒を救済するために設立された組織であるという点では共通した理念および役割を担っており、アジア諸国のクレジットユニオンと歩調を合わせた運動も展開していた。

本稿では、日本のクレジットユニオン運動の担い手であり、日本最大かつ最古のNPOバンク^(注4)であった「日本共助組合」の半世紀に及ぶ歴史を概観することで、日本におけるクレジットユニオン運動の誕生・発展^(注5)および衰退と社会に与えた影響を検討する。

(注1)世界クレジットユニオン協議会(WOCCU: World Council of Credit Unions)によると2013年現在、世界103か国で5万6,904組合(2億793万5,920人の組合員)あるという(WCCUウ

ェブサイト参照)。

(注2)クレジットユニオンの和訳としては一般的に「信用組合」が用いられている。しかし、日本では、産業組合から発展した預金取扱金融機関である信用組合(Credit Cooperatives)が存在していたため、日本のクレジットユニオン関係者は「共助組合」という意識を用いることにした。本稿では、日本のクレジットユニオンのことを「共助組合」、海外のクレジットユニオンについてはそのまま「クレジットユニオン」という名称を用いることにする。

(注3)本稿は一般社団法人全国信用組合中央協会の機関誌『しんくみ』(2013年10月号~2014年9月号)で12回にわたって連載した「もう一つのクレジットユニオン」を大幅に加筆、修正したものである。

(注4)NPOバンクとは環境保全、自然エネルギーの普及、介護や福祉活動などを実施するNPOや個人に融資することを目的とした「市民の非営利バンク」。地域の人々が自発的に出資した資金で運営されていることに特徴がある(全国NPOバンク連絡会ウェブサイトを参照)。

(注5)歴史にかかわる部分はおおむね共助組合情報センター編(1972)、日本共助組合連合会編(1975)、日本共助組合連合会(1981)によっている。

1 日本におけるクレジットユニオン(共助組合)の誕生

日本で共助組合の導入が初めて検討されたのは、1950年代半ばのイエズス会日本管区本部内であった。当時の日本管区本部では上智大学に「研究センター」を設立する議論が行われていたが、まだどのようなテーマを研究するかは決まっていなかった。そんなある日、イエズス会神学生が「日本にもクレジットユニオンを設立してはどうか」と発言したことがきっかけとなり、クレジットユニオン研究等が具体化することになった。

60年3月、上智大学教授のロバート・バ

ロン神父は神学生とともにクナ・インターナショナル（米国クレジットユニオン協会の関係機関）のカルロス・マトス氏を上智大学に招聘し、2日間のカンファレンスを開催した。同会議には銀行関係者や宗教家など50人が出席し、会議後に「共助組合情報センター」（以下「情報センター」という）を設立することが決められた。しかし、クナ・インターナショナルとの窓口となるはずであった神学生が母国に帰国してしまったため、情報センター設立は暗礁に乗り上げることになった。

一方、個別教会による日本初の共助組合は61年、イエズス会日本管区本部の動きを全く知らない長崎県佐世保市にあるカトリック俵町教会の神父の指導によって設立された。共助組合はその後、長崎市（城山教会）、青森県（十和田、弘前、大湊、青森、八戸の各教会）、京都市（カトリック関連の社会福祉施設「希望の家」）、愛知県一宮市（一宮教会）でも設立された。設立に当たっては、俵町教会のように神父が独力で設立した組合、イエズス会日本管区本部から資料を得て設立された城山教会の組合などさまざまであったが、設立に至った理由はいくつかの共通点があった。

第一は、当時の信徒のなかには生活が成り立たず、金融機関から借入を行うこともできなかった人々、低賃金労働者や日雇い労働者など、経済的な苦境に陥っていた人々が少なくなかったことである。時には神父に生活の窮状を訴える者もあり、神父はその都度ポケットマネーを差し出してい

た。しかし、そのような対応には限界があり、継続していくことが困難であった。

第二は、共助組合の設立を指導したのは外国人神父であり、クレジットユニオンに慣れ親しんできた者が多いということだ。設立を指導した神父は、カナダのスカボロ外国宣教会（英語圏）、ケベック外国宣教会（仏語圏）、米国メリノール会などに在籍しており、母国ではクレジットユニオンが身近な存在であった。また、外国人神父は開発経済などを学び、クレジットユニオン運動に関心のある者が多かった。そのため、貧困や経済的苦境を克服する解決策としてクレジットユニオンの設立を信徒に提案したことが日本の共助組合運動の始まりとなった。

2 日本共助組合の発展

(1) 情報センターの設立

日本のカトリック教会で共助組合が設立された頃、韓国、フィリピン、香港、台湾、タイなどにもクレジットユニオン運動が広がっていた。その理由は、クナ・インターナショナル、イエズス会士がスラム地区住民に対する支援、経済状況の改善、高利貸し被害の未然防止などの社会問題を解決する一手段として同運動を支援していたからである。

また聖職者が、慈善や施しだけでは貧困から抜け出すことはできず、貧困を克服するためには当事者自らが立ち上がらなければならない、というスタンスを重視したこ

ともクレジットユニオン運動を重視する動機となった。

1959年、東南アジアで支援活動を行っていたイエズス会士は後に「アジア社会経済生活発展委員会」(SELA: Committee for Development of Socio-Economic Life in Asia)と呼ばれる会議をフィリピン・マニラで開催した。SELAは60年代を通じて幾度となくクレジットユニオンに関するセミナーを行ったが、なかでも香港で開催された「共助組合、協同組合とその社会活動の研修セミナー」(65年8月)には約230人のイエズス会士等が一堂に会し、日本からもミゲル・ラフォント神父など15人の司祭が参加した。

同セミナーの影響を受け、イエズス会日本管区本部では、一度暗礁に乗り上げた情報センター設立計画が再び始動するようになり、ラフォント神父がその責任者に任命された。同神父はすでに誕生していた9つの共助組合を訪問するとともに情報センターの設立に尽力。66年1月、情報センターがついに上智大学社会経済研究所内に設立された。

情報センターが最初に取り組んだことの一つは、すでに設立されていた9つの組合の規約や定款の統一などであった。なぜならば、当時の共助組合は米国クレジットユニオンをモデルとした英語圏の組合と、カナダのケース・ポピュレール(庶民金庫)をモデルとした仏語圏の組合が存在していたためである(青森県の共助組合はケベック外国宣教会が運営していたため、ケース・ポピュレールをモデルとしていた)。そこで情報セ

ンターでは、米国クレジットユニオン法、ケース・ポピュレール法、日本の信用組合の根拠法などの関連法規をもとに共助組合の規約のひな型、定款、簿記会計の統一などを進めた。

一方、共助組合関係者のなかには、全国組織の設立を求める声も次第に聞かれるようになった。しかし、連合会の設立など、運動として本格的に展開するためには、その前段階として共助組合がどのように法的に位置付けられるか、ということを確認しなければならなかった。情報センターは共助組合および連合会の規約や定款などを大蔵省銀行局と東京都経済局に提出し、その法的な位置付けの確認を行った。

共助組合情報センター編(1972, 54~55頁)によると、連合会は顧問の大学教授と大蔵省銀行局、都庁経済局等関連官庁を訪れ、次のような結論を確認または得るに至ったという。その結論とは、①共助組合は、協同組合、金融組織に関するいかなる法律にも適用され得ない、②共助組合は、当分の間、民法に基づく任意組合として運営することができる、③共助組合の法的保護のためには、独自の共助組合法の立法が必要である、ということであった。

(2) 日本共助組合連合会の設立とその機能

法的な位置付けが確認されたことを受け、1968年11月に日本共助組合連合会(以下「連合会」という)が設立された。連合会の主要業務は、①共助組合役員の研修やセミナー

の開催、②新たな組合設立のプロモーション、③組合向け共済制度の導入にあった。ここでは②と③に焦点を当てることにする。

a 組合設立のプロモーション

日本共助組合の存在を法的に認めてもらうためには、ある程度の規模が必要であった。また、当時の連合会の収入の大半は、ミゼリオ財団（ドイツ・カトリック司教会議によって設立された財団）、クナ・ミューチュアル保険（米クレジットユニオンの保険会社）、上智大学社会経済研究所、アジア財団（アジア太平洋地域で活動する非営利政府組織）、ドイツのケルン司教区等からの助成金や神父個人の寄付で賄われており、経済的な自立という観点からも共助組合設立のプロモーションを展開することは喫緊の課題であった。

連合会は当初、スタッフが限られていたため都内を中心にプロモーション活動を展開していた。しかし、その後は全国を13のブロックに区分し、5つの組合が設立されると「協議会」を設置し、協議会の役員が組合設立を支援する方針とした。

b 共済制度

連合会はプロモーション活動とともに組合向け共済制度の導入を図ることにも注力した。ここで取り上げている共済制度とは、①貸付共済（組合員が死亡した場合、遺族に債務が残らないように共済金で借入金を返済できる）、②出資金共済（組合員が死亡した場合、出資金と同額の共済金を遺族に贈る）、

③事故共済^(注6)（fidelity bond：職員等に横領された場合、補償を受けることができる）の3種類あり、米国のクナ・ミューチュアル保険およびクミス（クレジットユニオンの保険会社）が取り扱っていたが、当時の日本には導入されていなかった。

このため、連合会担当者は大蔵省の担当官から意見を聞くとともにクナ・ミューチュアル保険およびクミスと交渉を粘り強く行った。71年8月、クナ・ミューチュアル保険取締役会は日本の共助組合を保険対象者とすることを決定。連合会は72年6月、5つの組合を被共済者として貸付共済、出資金共済の引受けを開始した（クミスとの間で交渉が続けられた事故共済は75年7月からスタート）。なお、これらの保険に加入した組合は、利益の中から所定の利率を連合会に支払うこととされた。

(注6)「フィデリティ・ボンド」という金融商品は日本で普及していなかったため、日本共助組合連合会は「フィデリティ・ボンド」に「事故共済」という和訳を付し、行政機関、各共助組合関係者に説明を行った。

(3) 日本共助組合の拡大と貸付の内訳

連合会が設立された1968年当時の組合数は20、組合員数は2,456人であった。それが14年後の82年になると62組合、8,970人となり、88年には66組合、9,548人とピークを迎えた（第1図）。組合数、組合員数の増加とともに出資金と貸付残高も右肩上がりでも拡大していった。組合数が50を超えた76年には貸付残高が1億円を超え、83年（63組合）には3億円を突破した。このように80年代の日本共助組合は組織的に大きく飛躍を遂

げた時期であった(第2図)。

また第1表は、80年度における日本共助組合の貸付金の内訳を示したものである(58組合中47組合のとりまとめ)。利用目的には件数が多い順に、耐久消費財(210件, 17.8%), 教育(155件, 13.2%), 事業(134件, 11.4%), 住宅(127件, 10.8%), 旅行(127件, 10.8%)と続く。ここでいう「事業」の具体的内容は小規模事業者への事業資金, 「住宅」とは、購入資金の一部やリフォームなどであった。また「旅行」は、観光目的というよりもイスラエルなど聖地巡礼を目的としていた。

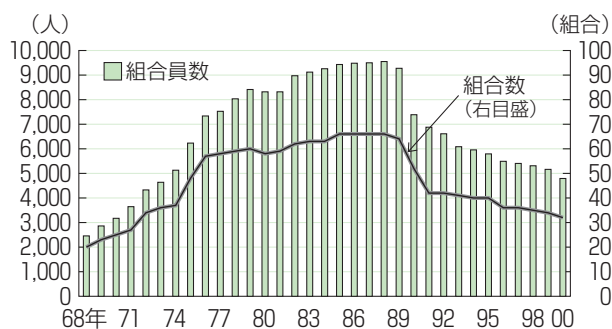
貸付金の内訳は、2000年代になっても大きく変わっていない。筆者はかつてある共助組合にヒアリングを行ったが、その時の組合員の利用目的は、耐久消費財や旅費交通費で7割を占めており、生活保護受給者に対する生活資金貸付なども行われていた。

(4) アジア・クレジットユニオン連合会への参画

一方、アジアのクレジットユニオン運動に目を向けると韓国、香港、台湾、フィリピンでもクレジットユニオン運動は活発化しており、これらの国々等のクレジットユニオンの連合会と日本共助組合連合会は、71年、SELA主催の第4回アジア地域CUトレーニングセミナー終了後、アジア・クレジットユニオン連合会を設立した。

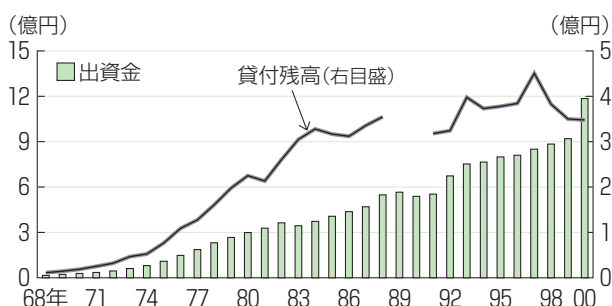
同連合会は12年6月現在、22か国のクレジットユニオン連合会等が会員、準会員などとして加盟しており、2万2,019の組合と

第1図 日本共助組合の組合数と組合員数の推移(1968~2000年)



資料 日本共助組合資料

第2図 日本共助組合の出資金と貸付残高



資料 第1図に同じ
(注) 89年, 90年はデータなし。

第1表 1980年度における日本共助組合の貸付金

(単位 件, 千円, %)

	貸付件数		貸付金額		
	件数	構成比	金額	構成比	1件当たりの平均金額
教育	155	13.2	29,681	13.1	191
医療	69	5.9	12,660	5.6	183
住宅	127	10.8	38,520	17.1	303
耐久消費財	210	17.8	38,278	17.0	182
借金返済	37	3.1	12,770	5.7	345
冠婚葬祭	75	6.4	8,990	4.0	120
旅行	127	10.8	15,298	6.8	120
生計	108	9.2	10,809	4.8	100
事業	134	11.4	32,770	14.5	245
団体利用	6	0.5	4,570	2.0	762
その他	129	10.9	21,166	9.4	164
うち納税・保険	17	-	2,880	-	-
墓地・墓石	5	-	1,250	-	-
衣料・服飾	6	-	1,155	-	-
社会活動	6	-	470	-	-
不明	49	-	7,715	-	-
合計	1,177	100.0	225,512	100.0	-

資料 日本共助組合連合会宗教委員会編(1983)『キリスト教と共助組合』82.7研修会記録]26頁
(注) 連合会加盟58組合中資料提出47組合による。内訳不明の2組合は、「その他」へ分類している。

4,100万人の組合員をカバーしている。

3 日本の共助組合の運営モデルと組織構造

ここでは、日本の共助組合^(注7)の運営モデルおよび組織構造を概観する。前述したように共助組合はカナダや米国等のキリスト教教会で運営されていたクレジットユニオンをモデルに設立された。そのため組合員は組合への出資額に関係なく、1人1票の投票権を有するなど、協同組織として運営されていた（日本の法律に適合するため若干の変更はある）。

なお、日本共助組合は13年1月に貸金業登録を抹消したため、現在は貸付活動を行っていない。

(注7) 日本共助組合は60年代後半から中央機関である「連合会」と「単位組合」で構成されていたが、貸金業者登録以降、連合会は「日本共助組合本部」、単位組合は「支部」となった。しかし、経営モデルは大きく変化していないため、以下では中央機関を「連合会」、単位組合を「組合」と記すことにする。

(1) 運営モデル

日本の共助組合は組合員に小口貸付を行うことを主な活動とし、組合員からの出資金を貸付原資としていた。組合は出資金を預金取扱金融機関に預け入れ、貸付時に引き出しを行う。組合員は年度末に出資金の払戻し請求を行うことができたが、請求を行う組合員は少なかったため、長期的に安定した資金となっていた。

組合収入は、組合員貸付から生じる手数料

（利息）収入、銀行からの利息などであり、この収入から組合運営に関わる諸経費、貸倒れに備えるための準備金を差し引いた金額が収益となる。貸金業法の施行以前は収益の一部を配当として組合員に支払っていた（貸金業法施行後は配当の支払いは中止された）。

組合は無担保無保証を原則としていたが、延滞や焦げ付きなどがあっても法的手段をとらないというスタンスであった。これは、返済を強く求めることが信仰を失わせることにつながると考えられたからである。3か月延滞した場合、組合では借入者のチェックを行い、6か月延滞した場合は連合会に件数と金額を報告していた。延滞率は3～20%と組合によって大きな開きがあった。ただ、住所を転々とする延滞者となっても組合と連絡を取り続け、返済資金ができる組合に送金する組合員もいた（貸付金が返済不能になった場合は、出資金または内部留保で処理されることになる）。

一方、組合員は連合会（90年以降は本部に改組）を運営するために年会費を支払っていた。年会費は連合会事務経費、総会などの会議費用、事務局の専任スタッフの人件費等に用いられた。ただし、年会費を各組合員から徴収することは手間がかかるため、ある組合では決算が確定した後、配当金額から30%を個人年会費として本部に支払うなどのケースもあった。

(2) 組織構造とそれぞれの役割

組合の運営は年1回開催される総会が最

高意思決定機関となり、役員を選出、年次報告、支部定款の変更、事業計画の審議・承認などを行っていた。組合員は出資金額にかかわらず、1人1票の投票権や議決権があり、直接選挙で「理事会」「貸付委員会」「監査委員会」の3つの委員会委員を選出した。ここでは理事会、貸付委員会を中心にその業務をまとめることにする。

理事会は、理事長、副理事長、常務理事、総務理事、理事で構成され、組合の運営に当たっていた。理事会は月1回開催され、会計担当常務理事が1か月間の出資金および貸付金等の状況説明をしていた。また常務理事の業務は、組合員からの貸付申込や組合加入申請の受付など組合員との接点にもなっており、組合が提供するサービスの窓口的な役割を担っていた。

貸付委員会は貸付申請が受理されると借入目的、借入申請者の人格、返済能力などを考慮して貸付判断を行った。この際、出資金額は参考にするだけであり、貸出条件とはならない。

借入目的は生活補助、耐久消費財の購入など多岐にわたったが、多重債務に陥っている組合員の場合には負債整理に関する相談、失業中の生活困窮者の場合には就職に関するアドバイスを行うなど、きめ細やかな対応を行っていた。

返済方法は均等分割払いが一般的であったが、返済金額と分割回数は理事会で定めた方針のもと、本人の意思を尊重して決定された。また、返済が滞った場合でも柔軟に対応することが大きな特色であり、法的

な措置は取らなかった。貸金業者登録以前は貸付委員会が決定した段階で組合員への貸付が実行されていたが、登録以降は貸付委員会が決定した後、理事長が承認することとした。

理事会は教育広報委員会の委員を指名し、同委員会は新組合員の勧誘や共助組合運動に対する啓蒙活動などを行った。また、組合員から直接選挙で選出される監査委員会は組合の会計、業務監査を担当していた。

複数の神父が司牧（教会を管理運営すること）している教会では、神父が組合の顧問を務めることがあった。しかし、神父が組合役員として直接業務に携わることはなかった。これは組合に問題が生じた場合、神父に責任が及ばないようにするためであった。すべての業務は原則ボランティアで行われ、神父や組合員からのねぎらいや感謝の言葉が唯一の報酬であった。

4 貸金業規制法、貸金業法の衝撃と共助組合運動への影響

(1) 貸金業規制法の制定

60年代、企業は高度経済成長の波に乗って設備投資を活発化させ、大量生産を実施した。また、この時期は新たに出現したスーパーマーケットという新業態が、低価格を武器に既存の小売業に挑んでいた。このような、大量生産、低価格販売は「対物信用」を低下させる要因となり、これまで庶民金融の代表格であった質屋というビジネス

モデルは転換期を迎えることとなった。

一方、それに代わって台頭したのが、消費者金融である。高度経済成長によってサラリーマンは将来の給与の上昇や返済能力の向上が見込まれるようになり、「対人信用」は高まった。この対人信用の高まりを受けて、60年代には消費者金融会社が相次いで創業した。消費者金融会社はサラリーマン以外に主婦や学生などにも融資を行うなど、顧客層を拡大していったが、オイルショックに伴う景気の低迷を受け、大きな岐路に立たされるようになった。消費者金融会社は債権回収のため過酷な取立てを行うようになり、それを苦にした自殺者も増加した。これがいわゆる「サラ金問題」である。

政府は83年、社会問題化したサラ金問題を解決するため、貸金業者の登録、取立て行為の規制などを定めた貸金業規制法を制定。出資法による貸出上限金利も段階的に引き下げるように改正された（年109.5%→^(注8)年40.004%）。

(注8) 貸金業規制法では、①任意性と、②一定の書面要件を満たせば、利息制限法に定められた利率を超える利息であっても有効な利息の弁済であるとした「みなし弁済」を認めた。そのため、消費者金融会社等はいわゆる「グレーゾーン金利」（当時の利息制限法の上限を超え、出資法の上限未満の金利）で貸付を行うようになった。

(2) 貸金業規制法への反発と連合会の改組

「相互扶助の精神で高利貸し被害から組合員を守る」——このことがボランティアで共助組合の運営に携わってきた人々の誇

りであった。しかし、貸金業規制法が制定され、日本共助組合も貸金業者登録を行う必要があると行政から指摘されると共助組合関係者は大きなショックを受けた。

組合員が日本共助組合の貸金業者登録に大きく反発した理由の一つは、クレジットユニオン（共助組合）は聖書の一書である『使徒言行録』に記された「キリスト教徒の共同体」^(注9)を目指した組織であるにもかかわらず、貸金業者として活動しなければならないということへの憤りであった。なかには「教会内に貸金業者の看板を掲げろというのか」と気色ばむ組合役員もいた。

しかし法令遵守の観点から、連合会は貸金業者登録を行い、登録を期に連合会体制から「本部支部体制」へと改組した（90年）。改組理由は、組合が個別に登録するよりも、一括して事務処理ができる、登録費を抑制できるというメリットがあったからである。一方、貸金業者登録に反発した組合は連合会を脱退、廃業したため、その後、組合数（支部数）は減少することになった。また、貸金業者登録以降、支部が新たに設立されることはなくなった。

(注9) 『使徒言行録』はイエスの死後、キリスト教が最初の担い手であった一部のユダヤ人からいかにして非ユダヤ人に拡大されるようになったのか、という様子が記されており、ここでいう「キリスト教徒の共同体」とは、当時の使徒、信徒の共同生活のことを指している。

(3) 支部数の減少

支部数が減少するようになった理由は、貸金業規制法の制定以外にもいくつかあった。その一つが神父間の意見の相違である。

共助組合の理念に共感した神父は、積極的に共助組合運動を支援し、神父自らが組合員となって聖地巡礼費用などの目的で借入を行った。また、貸金業規制法によってその存立が議論されていた時も「一人でも共助組合を必要としている信徒がいるのであれば、共助組合は教会にとって必要である」と組合役員を励ました司教もいた。

しかし、教会において金銭の貸付を行うことに否定的な見解を示す神父もあり、相互扶助によって組合員を支援するのではなく、慈善活動で対応することを求める神父もいた。このような傾向はクレジットユニオンになじみのない日本人神父に多く、共助組合を巡る意見の相違も運動を停滞させる要因となった。

加えて、支部数が減少するようになったもう一つの理由は、支部を運営する役員、組合員の高齢化であった。これは日本におけるカトリック教会の信徒の高齢化と大きく関連しており、共助組合運動や理念を次世代に伝えていくことを難しくさせた。

(4) 日本共助組合支部の業務

貸金業規制法の適用を受けるようになった日本共助組合は貸金業者として新たなスタートを切った。かつての連合会は「本部」、組合は「支部」となり、各支部は支部ごとの事情に合わせ、貸付上限額、手数料（利息）などを設定した。ここではヒアリングをもとに活動が停止される以前の支部の活動を記しておく。

支部の活動時間は通常、日曜日のミサ終

了後（午前10～11時）から正午までであった。ただし、組合員から緊急に借入申込があった場合は、平日でも役員、貸付委員等が連絡を取り合い、申込日の翌日には貸付等の対応をしていた。1支部当たりの組合員数は100～150人ほど。組合員1人当たりの貸付上限額は各支部によって異なるが、おおむね50～60万円（原則、無担保無保証）であった。このような運営スタンスは設立当初と変わらない。

また、近年のカトリック教会では東南アジアや南米出身者の外国人信徒も多くなった。彼ら（彼女ら）は日本で働き、生計を立てているが、何らかの理由で収支のバランスが崩れると困難な状況に直面するようになる。そこである支部は、洗礼を受けた教会が発行した洗礼証明書があると、外国人でも当該支部の組合員となれるようにした。

ただし、各支部とも組合加入後、直ちに貸付を実行してもらえないわけではなく、新たな組合員の人柄などを見るため、加入後、一定の期間（半年など）を経過した者でないと貸付を行うことができない、というルールを定めていた（このルールはすべての組合員に適用されていた）。

ある理事は「理想的には同じ言語と文化を共有した人々が、それぞれに組合を設立するのが望ましい。しかし、国籍を理由に支援を行う必要がないとは言えない」と語ってくれたのが印象的であった。

(5) ナイスファンド・ナイスローン事業

日本共助組合本部は80年代末から「ナイ

スファンド・ナイスローン事業」を開始した。戦後に宣教活動が再開されるようになった日本では、全国に多数のカトリック教会が設置されるようになった。しかし90年代になるとこれらの教会の老朽化が目立つようになり、建て替えや大規模な修繕を行わなければならなくなった。そこで本部は、支部に余剰資金を出資してもらい（ナイスファンド）、本部が教会や社会福祉施設に貸付を行う（ナイスローン）事業をスタートさせた。

ナイスローンは、カトリック教会、プロテスタント教会、障がい者支援施設、アジアやアフリカからの留学生に農業技術などを教える農業指導者養成学校などに貸し付けられた。しかし、2000年代半ば頃、ある社会福祉法人への貸付が不良債権となったことを受け、その損失処理が求められるようになった。本部事務局は財政状態の改善を図るため、東京都品川区高輪にあった事務所を売却し、本部自体が藤沢カトリック教会の一室に移転することになった。これが日本共助組合の大きな「つまずき」となった。

(注10) 日本共助組合連合会（のちの日本共助組合本部）は上智大学のキャンパスで運営が行われていたが、70年代半ば以降、よりアカデミックな大学運営が重視されるようになったことを受け、同キャンパスから移転することを余儀なくされた。同連合会は西新宿での仮住まいを経た後、東京都品川区高輪に新事務所を構えていた。

(6) 貸金業法と日本共助組合の活動停止

80年代、消費者金融会社は貸金業規制法が施行されたことを受けて「冬の時代」を

迎えた。しかし90年代になると自動契約機の導入や「サラ金」というイメージを払しょくするための広告宣伝に力を注いだ。このような活動が功を奏し、消費者金融会社は業績を拡大させたが、その陰で自己破産者や多重債務者が激増し、再び深刻な社会問題となった。

このような状況を鑑み、政府は貸金業規制法を貸金業法へと改正し、消費者金融会社等への規制をさらに強化するようになった。だが、貸金業法は90年代後半から注目を集めるようになった「NPOバンク」の活動にも大きな影響を与えるようになった。

同法施行規則は現在、「特定非営利金融法人」に関する規定を定めており、同法人になると体制の整備などの面で一定の免除等を受けることができる。しかし、同法人となるにはさまざまな要件を満たさなければならず、その一つに「出資配当の禁止」が含まれた。

共助組合は従来から多重債務者や外国人労働者などへの支援を行い、貸倒れになると出資金や内部留保で処理してきた。そのため出資配当が禁止されると新たな出資金の募集活動に制限が加えられることになるため、同規定は共助組合運動そのものを停滞させる要因となった。さらに「貸金業者の総合的な監督指針」では厳格な体制整備等を求めているが、このことがボランティアの役員に過大な責任と事務管理コストを強いることになった。

日本共助組合は、2012年の定例総会で貸金業者登録を停止する決議を行い、翌年1

月29日に貸金業登録を抹消した。抹消後、共助組合は「みなし貸金業者」となり、債権回収のみを行うことになった。

一方、貸金業法の完全施行を受けて各支部は、その将来的な方向性を模索し続けてきたが、最終的には、①清算手続を行う、または、②貸付業務を停止し、生活相談や生活困窮者の支援をメインとした慈善組織に再編する（これまでの債権の回収は行う）、のどちらかを選択することとなった。

慈善組織への再編は、社会的弱者を今後も支援を行っていくことを意味し、従来の共助組合活動とつながりがある。しかし、相互扶助という枠組みとは明らかに異なっており、日本の共助組合運動は、貸金業法適用除外とならない限り、事実上の幕を閉じざるを得ない状況に追い込まれた。

おわりに

本稿では、日本共助組合の半世紀に及ぶ歴史をもとに、日本におけるクレジットユニオン（共助組合）運動の誕生・発展および衰退をまとめてみた。紙幅の都合上、割愛せざるを得なかったことが少なくなかったが、改めて共助組合の意義を検討してみると、少なくとも次の3点をあげることができる。

まず、第一は、日本共助組合は90年代後半頃から相次いで設立されるようになったNPOバンクのモデルの一つになったことである。例えば、藤井良広（2007）は日本共助組合がNPOバンクの誕生よりもはるか以前

から誕生し、独自のファイナンスの仕組みを築き上げたことと、NPOバンクの運営モデルの基本形の一つとなったことを指摘し^(注11)ている。

第二は、カトリック・コミュニティ内における「サラ金被害」の未然防止に努めたことである。なかでも70年代から80年代にかけての消費者金融会社の取立ては凄惨を極め、自ら命を絶つ者も少なくなかった。行政機関の対策が後手に回ってきたなか、庶民の力で同被害の予防に取り組んできた意義は極めて大きい。

第三は、金融機関から金融サービスを受けることのできない、マイノリティまたは社会的弱者への支援に率先して取り組んできたということである。外国人神父が共助組合の設立を目指した理由は、当時、生活が成り立たず、金融機関からも借入を行うことができなかった人々、低賃金労働や日雇い労働を行う人々を貧困から脱却させるためであった。

近年、カトリック教会では東南アジアや南米出身の信徒を多く見かけるが、彼ら（彼女ら）が生活資金に困った時、金融機関から借り入れることは難しい。そこである支部では外国人信徒も理事に加わり、生活資金の貸付を行ってきた。このような活動は特殊なケースであり、他の組織で行うことはコミュニケーションの問題などから困難を伴うかもしれない。

しかし、最近、人口減少社会を迎えた日本では、外国人労働者の受入れが盛んに議論されるようになっており、法的な整備が

進むと近い将来、多くの外国人労働者が来日することは予測される。そして、彼ら（彼女ら）が日々の生活を送るなかで、収支のバランスを一時的に崩し、生活資金が必要となった場合にどう対処するのか、という課題に直面することも容易に想像されるであろう。

外国人信徒に貸付を行ってきたある支部の役員は、筆者に「商業ベースでは限界があるが、相互扶助の理念であれば経済的な苦境を乗り越えることができる」と話してくれたが、このような場合にこそ、消費者金融会社ではない相互扶助形態の金融機関という選択肢も考えられ、支部の経験は大きな示唆を与えるはずである。

09年6月、金融審議会金融分科会第二部会は「協同組織金融機関のあり方に関するワーキンググループの中間論点整理報告書」を公表し、「小規模の事業者や消費者の生活支援に特化し、協同組織性を発揮しうる新たな金融機関の設立・活用について検討することが望ましい」と指摘した。

この指摘はその後、具体的な検討が行われず今日に至っているが、将来的に貧困や格差がさらに拡大し、日本でも社会的弱者の増加という問題が生じるようになると、「新たな金融機関の設立」は真剣に議論しなくてはならなくなるだろう。そして、その時、これまで貧困やマイノリティ・社会的弱者の支援といった課題に立ち向かってきた日本共助組合の取組みは議論を深める上で欠かせない役割を担うと考えられる。

格差が拡大し、貧困問題が深刻化してきた今日、我々は、市場原理主義的な発想から消費者金融市場を見つめるのではなく、健全な社会、相互扶助という観点から今一度議論していく必要がある。

(注11) 藤井良広 (2007) 79頁

<参考文献>

- ・共助組合情報センター編 (1972) 『共助組合諸研究〈I〉(歴史編)』上智大学社会経済研究所
- ・日本共助組合連合会編 (1975) 『共助組合諸研究〈II〉(自助自立の共同体をめざして)』上智大学社会経済研究所
- ・日本共助組合連合会 (1981) 『共助組合運動の歴史と課題』
- ・日本共助組合連合会宗教委員会編 (1983) 『キリスト教と共助組合—'82.7研修会記録』日本共助組合連合会
- ・農林中央金庫調査部研究センター (1981) 「共助組合の現状と課題〈各論I〉共助組合連合会 遠藤抱一、藤沢光治」『地域協同金融研究シリーズ第2集』
- ・農林中央金庫調査部研究センター (1983) 「サラ金の現状と問題点〈各論X〉関西大学 上田昭三」『地域協同金融研究シリーズ第11集』
- ・藤井良広 (2007) 『金融NPO—新しいお金の流れをつくる』岩波書店
- ・古江晋也 (2013~2014) 「もう一つのクレジットユニオン」『しんくみ』10月号~9月号, 全国信用組合中央協会
- ・Asian Confederation of Credit Unions (1981) *A Glimpse into the Asian Credit Union Movement—A Compilation of the Histories of Credit Unions in Six Asian Countries*, Seoul, Korea.
- ・Lawrence W. Beer (1960) "Credit Unions & the Church" *The Japan Missionary Bulletin* 布教, May, National Catholic Committee of Japan and Committee of the Apostolate.
- ・全米クレジットユニオン協会, 世界クレジットユニオン協議会, アジア・クレジットユニオン連合会, 金融庁, 全国NPOバンク連絡会, ミゼリオ財団 (MISEREOR) の各ウェブサイト。

(ふるえ しんや)